

女別にみると、男性は「健康問題」・「経済・生活問題」・「勤務問題」・「男女問題」・「不詳」において増加、女性は「経済生活問題」・「勤務問題」・「その他」において増加が見られました。

【2】自殺について知ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◇社会全体の自殺リスクを低下させる取組み (3) [令和元年版自殺対策白書] ◇◇◇◇◇◇◇◇
前回の Andante では、『令和元年版 自殺対策白書』の中から「第3章 令和元年度の自殺対策の実施状況」－「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組」の3～10についてまとめました。今回は、11～20についてまとめさせていただきたいと思います。
なお、紙面の関係上一部の抜粋に留めさせていただきます。また、編集・省略等もありますので、その点ご了承ください。

11. ひきこもりへの支援の充実

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進している。

12. 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成28年度には児童虐待防止法制定直前の約10.5倍に当たる12万2,575件となっている。

児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。29年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、初めて子どもを権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。さらに、29年5月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」では、虐待を受けている子ども等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、司法関与を強化する等の措置を講ずることとされた。また、児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」を運用している。性犯罪・性暴力の被害者への支援については、28年4月に、性犯罪・性暴力被害者の医療機関の選択に資するため、28年3月に告示改正を行い、病院等の管理者が都道府県知事に報告する事項に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置していることを加え、都道府県知事は設置の報告があった場合には公表することとした。

警察では、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」の導入を始めとする相談のしやすい環境の整備・充実、性犯罪の専門捜査官の育成、職員に対する教養の充実、性犯罪捜査における証拠採取用資機材の整備を行うなどして、被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進している。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員を対象とした研修等を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施するとともに、29年度に創設した性犯罪・性

暴力被害者支援交付金により、各都道府県が行う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進を支援し、32年までに各都道府県に最低1か所設置するという目標を前倒しで30年10月に達成した。

厚生労働省では、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施している。

13. 生活困窮者への支援の充実

厚生労働省では、福祉事務所設置地方自治体（903自治体）において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。また、生活困窮者の一層の自立の促進を図るため、第196回国会に所要の法案を提出し、平成30年6月に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が成立した。

14. ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、平成27年12月に策定された「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口において、従来の母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制の整備を推進している。また、行政機関を訪れる機会が少ないひとり親家庭を確実に行政の支援につなげるため、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活・就業・養育費の確保など、様々な問題について集中的に相談できる体制を、地方公共団体で構築できるよう支援している。

15. 妊産婦への支援の充実

妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、妊娠期から支援することが重要であるため、予期せぬ妊娠等の相談対応を行う女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備している。

16. 性的マイノリティへの支援の充実

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じており、人権相談等を通じて、性的指向や性自認を理由とする嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。また、啓発リーフレットの配布や特設サイトの設置のほか、性的指向及び性自認をテーマとした人権啓発ビデオやスポット映像をYouTube法務省チャンネルを通じて配信するなどの各種啓発活動を実施している。

文部科学省では、都道府県・政令指定都市教育委員会等の人権教育担当指導主事を集めた「人権教育担当指導主事連絡協議会」において、通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ

細かな対応の実施等について」及び通知を踏まえた教職員向け周知資料の趣旨の徹底を図った。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行っており、引き続き取組を継続し、教育支援体制の充実に努めている。

厚生労働省では、職場における性的指向・性自認に対する不理解がパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの背景になりうるため、事業主向けのガイドブックやパンフレット等により、周知を図っている。さらに、性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口(よりそいホットライン)を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につながる寄り添い支援を実施した。

17. 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、平成29年7月に有識者会議を開催し、30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(最終報告)」を取りまとめた。また、30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

18. 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

平成31年3月に、自殺総合対策の推進に関する有識者会議を開催した。この会議は、自殺総合対策大綱に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、民間団体等が連携協力するため、また、中立・公正の立場から自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価することを目的としている。

自殺総合対策推進センターでは関係機関等の連携を効果的に行っている事業例を収集し、地域自殺対策政策パッケージに掲載し、「地域自殺対策推進センター等連絡会議」などを通じて、地域自殺対策推進センターに対して効果的な情報共有の仕組みの整備を促している。また、「自殺対策先進事例データベース」を開発し、自殺総合対策推進センターWebサイトで公開している。

19. 自殺対策に資する居場所づくりの推進

厚生労働省では、生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い者などに対して、「生きることの阻害要因(自殺リスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺の保護要因)」を増やす支援を行うために、自殺対策に資する若者の居場所づくり好事例を取りまとめ、平成30年3月に地方公共団体へ情報提供を行った。

20. 報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知

マスメディアの適切な自殺報道に資するため、世界保健機関が作成した自殺予防に関する「自殺予防メディア関係者のための手引き」や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等を報道各社に対し周知している。

自殺総合対策推進センターは、30年度に、WHOが発刊した「コミュニティが自殺対策に主体的に関与するための手引きとツール集」(Preventing suicide : A community engagement tool kit)を翻訳・公表したが、同書の中で「継続的なメディアの活用」についての言及がなされており、責任あるメディア報道として、具体的な指針が示されている。

【3】お知らせ.....

◇ 精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

月曜から金曜日 9:00～21:00

土曜日祝日（12月29日～1月3日を除く） 10:00～16:00

Tel : 0570-064-556

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇ HP・携帯版HPをご覧ください

北海道地域自殺対策推進センターのHPを開設しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。

パソコンHP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm>

また、携帯電話で見ることができる携帯版HPも開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

携帯HP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm>

【4】編集後記.....

「自殺について知ろう」にて、3号に渡り連載させていただいた「社会全体の自殺リスクを低下させる取組み」ですが、今号で最後となります。『自殺対策白書』の中でも、日本において実施されている自殺対策関係の取組みの多くがまとめられている部分ですので、できるだけ詳細に紹介させていただきました。量が多く法律関係のお話もあり、難しい部分も多かったように思いますがいかがでしたでしょうか。少しでも日々の自殺対策にお役立ちしましたら幸いです。

いつもご愛読ありがとうございます。

次号 Vol.125 は、令和元年（2019年）11月末に配信予定です。

お問い合わせ先

北海道立精神保健福祉センター

札幌市白石区本通16丁目北6番34号

Tel 011-864-7121

Fax 011-864-9546

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

Mail hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp